

電子検査要領（試行）

1 目的

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び業務委託において、検査書類の電子化及び電子検査を実施することで、提出書類の削減、書類の整理・保管に係る手間を削減し、受発注者双方の業務効率化を図ることを目的に、電子検査要領（以下「本要領」という。）を定めるものとする。

2 対象工事

企業団が発注する建設工事及び業務委託のうち、以下のいずれかに該当するものに適用できるものとする。

- (1) 発注者が設計図書等で指定した場合
- (2) 契約後、受発注者間で協議を行い、電子検査実施の合意を得た場合

3 電子検査の定義

電子検査とは、電子納品された又は電子上で作成した成果品をパソコン等の電子的な手段を用いて検査を実施することを示す。

4 対象書類

電子検査の対象とする書類は、原則、下記のとおりとする。

- (1) 工事完成図、完成図書
- (2) 出来形表、出来形図
- (3) 品質管理図表、工程能力図
- (4) 工事写真（写真帳、写真（原本）など）
- (5) 工事情報共有システムにより提出した書類
- (6) その他、受発注者協議にて定めたもの

受注者は検査時まで紙・電子を区別した検査書類一覧表を作成し、企業団監督員（以下「監督員」という）へ提出すること。一覧表の形式は指定しない。

検査時まで紙媒体で提出した資料は、電子検査の対象外とするが、別途検査を受けること。

5 検査時の機材確保及び端末操作

検査用の端末については、受注者が準備すること。また、検査時の端末操作は、受検者である受注者が行うものとする。

円滑な電子検査を行うため、検査はプロジェクター、スクリーン等を用いて行うことが望ましいが、検査用に準備する機材等については、受発注者の協議により選定するものとする。

6 検査用データについて

受注者は予め、検査用データを検査用 PC に保存するものとする。フォルダ構成については「電子納品運用指針（建設コンサルタント業務等・建設工事編）」に準ずるものとし、検査時は検査員から指定された書類・写真を円滑に提示できるよう準備しておくものとする。

7 電子納品

電子成果品の提出方法、記録媒体の作成方法等について、「電子納品運用指針（建設コンサルタント業務等・建設工事編）」に基づいて実施する。

8 疑義の解釈

本要領に疑義が生じた場合、または記載の無い事項については、受発注者協議のうえ、決定するものとする。

附則 本要領は、令和6年3月1日より施行する。